

二 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正後	現行
<p>（有価証券信託受益証券）</p> <p>第一条の二 令第二条の三第三号に規定する内閣府令で定める事項は、特定有価証券信託受益証券にあつては、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 当該特定有価証券信託受益証券に係る信託財産に次に掲げる財産以外の財産が含まれないこと。</p> <p>イ 受託有価証券（令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。）である特定有価証券</p> <p>ロ 特定有価証券に係る受取配当金、利息その他の給付金</p> <p>ハ 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）第二百二十七条の三十二第一項に規定する措置に要する費用に充てるための金銭その他の財産</p> <p>二〇五（略）</p> <p>（発行登録追補書類の提出を要しない有価証券）</p> <p>第十八条の七の二 令第三条の二の二第四号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債（社債等振替法第二百二十七条において準用する社債等振替法第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替外債（社債等振替法第六十六条において準用する社債等振替法第六十六</p>	<p>（有価証券信託受益証券）</p> <p>第一条の二 令第二条の三第三号に規定する内閣府令で定める事項は、特定有価証券信託受益証券にあつては、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 当該特定有価証券信託受益証券に係る信託財産に受託有価証券（令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。）である特定有価証券及び当該特定有価証券に係る受取配当金、利息その他の給付金以外の財産が含まれないこと。</p> <p>二〇五（略）</p> <p>（発行登録追補書類の提出を要しない有価証券）</p> <p>第十八条の七の二 令第三条の二の二第四号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下この条において「社債等振替法」という。）第二百二十七条において準用する社債等振替法第六十六条（第一</p>

条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する資産流動化法に規定する特定社債、社債等振替法第百十五条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債及び同法に規定する外国投資証券で投資法人債券に類する証券に表示されるべき権利の性質を有するものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの（第二十条の二において「短期外債」という。）とする。

一～四（略）

（臨時報告書の記載内容等）

第二十九条（略）

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した臨時報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一 当該発行者の発行する特定有価証券と同一の種類の特有価証券の募集（当該特定有価証券が法第二条第三項に規定する第一項

号を除く。）に規定する振替外債（社債等振替法第百十八条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する資産流動化法に規定する特定社債、社債等振替法第百十五条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号イからニまでを除く。）に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債及び同法に規定する外国投資証券で投資法人債券に類する証券に表示されるべき権利の性質を有するものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの（第二十条の二において「短期外債」という。）とする。

一～四（略）

（臨時報告書の記載内容等）

第二十九条（略）

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した臨時報告書三通（当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数）を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一 当該発行者の発行する特定有価証券と同一の種類の特有価証券の募集（当該特定有価証券が法第二条第三項に規定する第一項

有価証券である場合には、均一の条件で五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）又は売出し（同条第四項に規定する有価証券の売出しのうち、当該特定有価証券が同条第三項に規定する第一項有価証券である場合には、均一の条件で五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。）を本邦以外の地域において行う場合

イ ト (略)

二 四 (略)

三 五 (略)

有価証券である場合には、均一の条件で五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）又は売出し（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。以下この号において同じ。）を本邦以外の地域において行う場合

イ ト (略)

二 四 (略)

三 五 (略)

改正後	現 行
<p>第四号の三の様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 追完情報 a・b (略) c <u>最近計算期間に係る有価証券報告書又は最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書</u> (以下このcにおいて「<u>有価証券報告書等</u>」という。)の提出日以後届出書提出日までの間において、<u>当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」</u>について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 なお、<u>当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>第四号の三の様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 追完情報 a・b (略) c (2) aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、<u>当該有価証券報告書に記載された「投資リスク」</u>について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 なお、<u>当該有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</u></p> <p>(2) (略)</p>

改正後	現 行
<p>第四号の三の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略) 参照情報 a・b (略) c 参照書類としての有価証券報告書又は半期報告書(以下このc及びdにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 d 参照書類としての有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</p>	<p>第四号の三の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略) 参照情報 a・b (略) c 参照書類としての有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 d 参照書類としての有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</p>

改正後	現 行
<p>第四号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ~ (28) (略)</p> <p>(29) 投資リスク</p> <p>a・b (略)</p> <p><u>c 外国投資法人が将来にわたって営業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他外国投資法人の経営に重要な影響を及ぼす事象(dにおいて「重要事象等」という。)が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。</u></p> <p><u>d 重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</u></p> <p><u>e 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。</u></p> <p>(30) ~ (85) (略)</p>	<p>第四号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ~ (28) (略)</p> <p>(29) 投資リスク</p> <p>a・b (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(30) ~ (85) (略)</p>

改正後	現 行
<p>第四号の四の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 追完情報 a・b (略) c <u>最近計算期間に係る有価証券報告書又は最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書</u> (以下このcにおいて「<u>有価証券報告書等</u>」という。)の提出日以後届出書提出日までの間において、<u>当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」</u>について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 なお、<u>当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>第四号の四の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 追完情報 a・b (略) c (2) aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、<u>当該有価証券報告書に記載された「投資リスク」</u>について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 なお、<u>当該有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</u></p> <p>(2) (略)</p>

改正後	現 行
<p>第五号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略) 参照情報 a・b (略) c 参照書類としての有価証券報告書又は半期報告書(以下このc及びdにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 d 参照書類としての有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</p>	<p>第五号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略) 参照情報 a・b (略) c 参照書類としての有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 d 参照書類としての有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</p>

改正後	現 行
<p>第五号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ~ (27) (略)</p> <p>(28) 投資リスク</p> <p>a・b (略)</p> <p><u>c 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（dにおいて「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。</u></p> <p><u>d 重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</u></p> <p><u>e 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。</u></p> <p>(29) ~ (42) (略)</p>	<p>第五号の二様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ~ (27) (略)</p> <p>(28) 投資リスク</p> <p>a・b (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(29) ~ (42) (略)</p>

改正後	現 行
<p>第五号の二の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 追完情報 a・b (略)</p> <p>c <u>最近計算期間に係る有価証券報告書又は最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書</u> (以下このcにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後届出書提出日までの間において、<u>当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」</u>について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>なお、<u>当該有価証券報告書等</u>に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>第五号の二の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 追完情報 a・b (略)</p> <p>c <u>(3) aの有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書に記載された「投資リスク」</u>について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>なお、<u>当該有価証券報告書</u>に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</p> <p>(3) (略)</p>

改正後	現行
<p>第五号の二の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 参照情報 a・b (略)</p> <p>c 参照書類としての有価証券報告書又は半期報告書(以下このc及びdにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、<u>当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</u></p> <p>d 参照書類としての有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</p>	<p>第五号の二の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 参照情報 a・b (略)</p> <p>c 参照書類としての有価証券報告書の提出日以後届出書提出日までの間において、<u>当該有価証券報告書に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</u></p> <p>d 参照書類としての有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</p>

改正後	現 行
<p>第五号の三の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 追完情報 a・b (略)</p> <p>c <u>最近計算期間に係る有価証券報告書又は最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書(以下このcにおいて「有価証券報告書等」という。)</u>の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、<u>当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</u> なお、<u>当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>第五号の三の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 追完情報 a・b (略)</p> <p>c (3) aの有価証券報告書の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、<u>当該有価証券報告書に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</u> なお、<u>当該有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</u></p> <p>(3) (略)</p>

改正後	現 行
<p>第五号の三の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 参照情報 a・b (略)</p> <p>c 参照書類としての有価証券報告書又は半期報告書(以下このc及びdにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、<u>当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</u></p> <p>d 参照書類としての有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</p>	<p>第五号の三の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 参照情報 a・b (略)</p> <p>c 参照書類としての有価証券報告書の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、<u>当該有価証券報告書に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</u></p> <p>d 参照書類としての有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。</p>

改正後	現 行
<p>第十号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 【投資法人の運用状況】 (1)・(2) (略) <u>(3) 【投資リスク】 (9-2)</u></p> <p>3～5 (略) (記載上の注意) (1)～(9) (略) (9-2) <u>投資リスク</u></p> <p>a <u>当中間計算期間において、最近計算期間に係る有価証券報告書に記載した「投資リスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。</u></p> <p>b <u>投資法人が将来にわたって営業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他投資法人の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。</u></p> <p>c <u>将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は半期報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。</u></p> <p>(10)～(19) (略)</p>	<p>第十号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 【投資法人の運用状況】 (1)・(2) (略) (新設)</p> <p>3～5 (略) (記載上の注意) (1)～(9) (略) (新設)</p> <p>(10)～(19) (略)</p>

改正後	現 行
<p>第十一号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 【外国投資法人の運用状況】 (1)・(2) (略) <u>(3) 【投資リスク】 (9-2)</u></p> <p>3~5 (略) (記載上の注意) (1)~(9) (略) <u>(9-2) 投資リスク</u></p> <p>a <u>当中間計算期間において、最近計算期間に係る有価証券報告書に記載した「投資リスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。</u></p> <p>b <u>外国投資法人が将来にわたって営業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他外国投資法人の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。</u></p> <p>c <u>将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は半期報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。</u></p> <p>(10)~(14) (略)</p>	<p>第十一号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 【外国投資法人の運用状況】 (1)・(2) (略) (新設)</p> <p>3~5 (略) (記載上の注意) (1)~(9) (略) (新設)</p> <p>(10)~(14) (略)</p>

改正後	現 行
<p>第十一号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>1 【管理資産を構成する資産の状況】 (1)～(4) (略) <u>(5) 【投資リスク】 (4-2)</u></p> <p>2・3 (略) (記載上の注意) (1)～(4) (略) (4-2) 投資リスク</p> <p>a <u>当中間計算期間(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日までの期間をいう。)において、最近計算期間に係る有価証券報告書に記載した「投資リスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。</u></p> <p>b <u>提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。</u></p> <p>c <u>将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は半期報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p>	<p>第十一号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>1 【管理資産を構成する資産の状況】 (1)～(4) (略) (新設)</p> <p>2・3 (略) (記載上の注意) (1)～(4) (略) (新設)</p> <p>(5)～(8) (略)</p>

改正後	現 行
<p>第十一号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>1 【管理資産を構成する資産の状況】 (1)～(4) (略) <u>(5) 【投資リスク】 (3-2)</u></p> <p>2・3 (略) (記載上の注意) (1)～(3) (略) (3-2) 投資リスク</p> <p><u>a 当中間計算期間(計算期間開始の日から起算して6月を経過する日までの期間をいう。)において、最近計算期間に係る有価証券報告書に記載した「投資リスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。</u></p> <p><u>b 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。</u></p> <p><u>c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は半期報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p>	<p>第十一号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>1 【管理資産を構成する資産の状況】 (1)～(4) (略) (新設)</p> <p>2・3 (略) (記載上の注意) (1)～(3) (略) (新設)</p> <p>(4)～(7) (略)</p>